

議員提出議案第 六 号

三朝町議会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町議会議規則の一部を改正することについて、本議会の議決を  
求める。

平成三年九月十九日

提出者	三朝町議会議員	西村	武津美
賛成者	三朝町議会議員	田栗	公雄
賛成者	三朝町議会議員	河崎	正明

平成三年九月十九日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町議会規則第 号

三朝町議会会議規則の一部を改正する規則

三朝町議会会議規則（昭和六十二年三朝町議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「会議に付する事件は」の下に「、他に規定する場合を除き」を加え、「特別委員会」を「議会運営委員会」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る事件は、会議の議決で特別委員会に付託することができる。

第七十三条の見出しを「（所管事務等の調査）」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 議会運営委員会が、法第九十九条の二第三項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第九十二条第一項中「常任委員会」の下に「又は議会運営委員会」を加え、同項ただし書中「会議に付した請願は」を「会議に付した請願で常任委員会に係るものは」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。